

30 地方における社会資本整備及び老朽化対策の推進について

活力ある地域を創造し「地方創生」を実現するため、地域の実情を踏まえ、その礎となる安全で安心な社会資本整備及び老朽化対策を着実に推進し、その予算を確保すること。

【背景理由等】

全国に比べ、道路や河川、港湾などの社会資本整備が大幅に遅れている四国地方において、活力ある地域を創造し「地方創生」を実現するためには、その礎となる安全・安心な暮らしを確保する社会資本整備を着実に進めていくことが必要不可欠であります。

また、高度成長期に整備された社会資本の多くは老朽化しており、今年1月28日には、埼玉県八潮市で下水道に起因する大規模な道路陥没事故が発生し、改めて、公共インフラの適切な点検や老朽化対策の重要性を認識させられたところです。将来にわたって社会資本の機能を維持するためには、老朽化対策を含む適切な維持管理・更新が必要です。

一方、「財政制度等審議会財政制度分科会」においては、社会資本の整備水準の向上や今後の人口減少を踏まえ、今後の新規投資は国際競争力強化などに重点化、効率化し、事業を厳選する旨議論がなされています。

令和7年6月策定の「第1次国土強靱化実施中期計画」では5か年での事業規模がおおむね20兆円強程度と示され、令和7年度補正予算においては、約3.1兆円の事業規模（公共予算関係費）となったところです。四国では水害や土砂災害だけでなく、南海トラフ地震の発生も危惧されており、災害予防の観点からも、事前防災・減災対策をはじめとする真に必要な社会資本整備を着実に進めていく必要があります。

また、県及び市町村が保有する用途廃止後の建築物のうち、耐震性に乏しく沿線道路に倒壊する恐れのあるものや、防犯上、現状のままの維持管理が不相当であるものについては順次、除却を進めているところですが、保有数が多いため、除却に係る安定的な財源確保が課題となっています。

加えて、小型の道路標識の老朽化対策などは、対策が進んでいない状況であり、適切かつ計画的に推進するためには制度の見直しが必要です。

さらに、大規模災害から、国家の根幹をなす地域住民の生命と財産を守り抜くための国土強靱化の取組は、地域の活性化にも資することとなり、ひいては、多くの地方が抱える人口減少の負のスパイラルを克服することにつながります。そのため、国土強靱化と地域活性化の双方に資する取組については、積極的な財政支援が必要となります。

【具体的な提言事項】

（1）社会資本の着実な整備推進や、戦略的な維持管理・更新のための予算確保及び社会資本整備の遅れた地域に配慮する仕組みの創設

活力ある地域を創造し「地方創生」を実現するため、その礎となる安全で安心な社会資本の着実な整備推進や、戦略的な維持管理・更新に、必要な予算を安定的か

つ持続的に確保するとともに、予算配分においては、南海トラフ地震の発生による影響が懸念される地域に重点配分を行うなど地域の実情や事業の重要性を踏まえ、社会資本整備の遅れた地域にも十分配慮できる仕組みとすること。

また、道路・河川・砂防・港湾・公園・上下水道等をはじめとした社会資本の適切な維持管理・更新のためにも、小規模施設を含む社会資本全般の点検や修繕等に係る交付要件の緩和などの交付金等の制度拡充や個別補助を含めた必要額を確保し、自治体等への財政支援を行うこと。

さらに、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう、「実施中期計画」の事業規模については今後5年間でおおむね20兆円強程度を最低限として、今後の資材価格・人件費高騰等を適切に反映させ、十分な予算を通常予算とは別枠で当初予算として確保したうえで、社会資本整備関係予算の総枠を拡大し、地域の実情に応じた補助制度の創設・拡充を図ること。

(2) 社会資本整備に関する「国と地方の協議の場」の開催

社会資本整備に関する制度・方針の変更や新たな制度の構築等を行おうとする場合には、法律に基づく「国と地方の協議の場」で協議するとともに、適切な時期に地方へ情報提供しながら、幅広く地方の声を聴くこと。

(3) 地域活性化に資する国土強靱化に係る予算の確保及び財政支援措置の充実

地域活性化に資する国土強靱化に係る予算を確保するとともに、平成29年度に創設され事業期間が令和8年度まで延長された「公共施設等適正管理推進事業債」や、令和12年度まで延長された「緊急自然災害防止対策事業債」について、将来を見据えて継続的に取り組むことができるよう「恒久化」とするとともに、前者については、その償還に対する交付税措置等、財政支援措置のさらなる充実を図ること。

併せて防災・安全交付金についても制度を恒久化し、住宅・建築物安全ストック形成事業の中の建築物の除却に関する事業は、昭和56年の新耐震基準導入前に建設されたものについて、耐震診断を不要とすること。

また、財政の厳しい過疎市町村においても公共施設の適正管理を推進できるよう、過疎対策事業債及び辺地対策事業債の必要額の確保に努めること。